

**令和2年度  
埼玉県児童養護施設退所者等に対する  
自立支援資金貸付の手引き**

令和2年3月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

## 目次

1	事業の概要	1
2	児童養護施設等及び里親等への協力依頼事項	3
3	借入れ相談から送金までの流れ	4
4	貸付後の流れ(在学中の手続き、返還の猶予、返還の免除)	7
5	返還	9
6	届出義務	10
7	関係機関等との連携	10
8	様式一覧	11
9	問い合わせ先	11

# 1 事業の概要

## (1) 事業の目的

埼玉県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」）に入所中又は里親又はファミリーホーム（以下「里親等」）に委託中の方及び児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方に対して、自立に必要な支援資金（以下「自立支援資金」）を貸付けることにより、円滑な自立を支援することを目的とします。

## (2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」）が行います。

## (3) 貸付金の種類・貸付対象者・貸付期間・貸付額

埼玉県内の児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方及び児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち、次の要件に該当する方が対象となります。

### ①生活支援費

- ・児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」）に在学する方（以下「進学者」）

### ②家賃支援費

- ・進学者
- ・児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、就職している方（以下「就職者」）

### ③資格取得支援費

- ・児童養護施設等に入所者又は里親等に委託中の方
- ・児童養護施設等を退所又は里親等の委託解除後4年以内で大学等に在学する方のうち、就職に必要となる資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」）

## ◆貸付対象者一覧

資金の種類	貸付対象者			貸付期間	貸付額
	退所または委託解除された方		入所中又は委託中の方		
	進学者 新入学者(1年生)に限らず、2~4年生も含む	就職者 H30.5.1以降の退所者又は委託解除者含			
生活支援費	○	-	-	大学等に在学する期間	月額 50,000円 以内
家賃支援費	○	○	-	進学者：大学等に在学する期間 就職者：退所又は委託解除後から2年間	1月あたりの家賃相当額（管理費・共益費含む） ※居住地域の生活保護制度上の住宅扶助額（単身世帯の額）が限度
資格取得支援費	○ 就職に必要な資格の取得を希望する方	-	○	一括交付	資格取得に要する費用の実費 250,000円 以内

※貸付対象者は、進学や就職を機に退所又は委託解除した方（施設退所又は委託解除後一定期間経過した後、進学又は就職した場合は貸付けの対象外）。

※「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいいます。

※「大学等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間ですが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中も含まれます。（休学等の確認として「修学変更届（様式第7号）」を提出いただきます）。

◆埼玉県内の住宅扶助基準額一覧（平成27年7月～）

級地区分	金額	市町村
1級地	47,700円	川口市、所沢市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市
	45,000円	さいたま市
2級地	43,000円	熊谷市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、志木市、桶川市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、（入間郡）三芳町
	42,000円	川越市
3級地	37,000円	行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、鳩山町、宮代町、杉戸町、松伏町、滑川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

(4) 申請期間

	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
令和2年4月からの貸付を希望する場合	<b>令和2年3月16日（月） ～令和2年5月29日（金）</b> ※この期間を過ぎてから、申請の希望がある場合は本会までお問い合わせください。申請時点からの貸付開始であれば申請可能です。		
平成31年4月～令和2年3月に費用が発生した場合			令和2年5月29日（金）まで
令和2年4月以降に費用が発生する方			随時

(5) 利子

利子は、すべて無利子です。



## 【貸付後】

- ① 定期的に、借受人と連絡をとっていただき、状況に変化がないか確認してください（県社協が借受人と一定期間連絡が取れない場合は、施設又は里親等に状況の確認をさせていただきます）。
- ② 貸付後に状況の変化があった場合は、県社協へ連絡してください。万一、返還が生じた場合は、返還手続きの支援及び生活状況の確認を適宜行ってください。

## 3 借入れ相談から送金までの流れ

### (1) 事前相談

借入希望者は、施設等の担当者に、借り入れの必要性や返済の見込み、連帯保証人の有無等を御相談ください。相談の結果、貸付を希望する場合は、施設等の担当者から県社協に電話で御連絡ください。

### (2) 面接・申請書類の提出

借入希望者に貸付制度の内容を十分にご理解いただくとともに、県社協担当者と面識を持ち、気軽に御相談いただける関係をつくるため、貸付の申請書類を御提出いただく際に、借入希望者、施設等の担当職員又は里親等、県社協の三者による面接を行います。

#### ① 面接日の設定

県社協担当者が貸付対象になるか確認させていただいたうえ、面接の日程を決定させていただきます。

なお、面接は原則として月～金曜日（10時～16時 ※要相談）に彩の国すこやかプラザ（さいたま市）で行います。

※施設等の担当者は、あらかじめ面接希望日時を第3希望まで調整してください。  
※資格取得支援費のみの申請の場合、面接は行いません。本会あてに申請する旨を御連絡の上、申請書類一式を送付してください。

《彩の国すこやかプラザ 案内図》 与野駅西口から徒歩約10分



## ②面接での確認内容

面接時に申請書類を持参してください。書類内容や、次の点を確認します。

- ・資金借入の意思、必要性（希望する理由、修学・就労状況等）
- ・資金貸付のしくみ（申請から免除・返還までの流れ等）
- ・借入希望内容（資金種類、申請額等）
- ・今後の連絡調整における役割・約束事
- ・その他、借入、申請手続き等に関すること

## ③申請書類

御提出いただく申請書類は、次のとおりです。

なお、申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロードできます。

### ◆提出書類一覧

	提出書類名	生活 支 援 費	家 賃 支 援 費	資 格 取 得 支 援 費	備考
①	貸付申請書（様式第1号）	○	○	○	
②	誓約書（様式第2号）	○	○	○	
③	同意書（様式第16号）	○	○	○	
④	推薦書（様式第3号）	○	○	○	児童養護施設等・里親等が作成
⑤	意見書（参考様式）	○	○	○	連帯保証人を立てられない場合等、児童養護施設等・児童相談所が作成
⑥	申請者の住民票	○	○	○	発行後3か月以内・本籍省略不可 ※マイナンバーの記載の無いもの
⑦	連帯保証人の住民票	○	○	○	発行後3か月以内・世帯全員分・世帯主名と続柄・本籍省略不可 ※マイナンバーの記載の無いもの
⑧	連帯保証人の年間所得を証明するもの	○	○	○	課税証明書・非課税証明書等
⑨	在学又は雇用されていることを証明するもの	○	○		進学者：合格決定通知⑤、在学証明書等 ※学生証のコピーは不可 就職者：雇用証明書、在職証明書等
⑩	家賃の金額がわかるもの		○		賃貸契約書⑤等
⑪	「退所者等アフターケア事業」の支援契約書⑤		○		就職者のみ
⑫	取得を希望する資格の内容や費用等がわかるもの			○	領収書、請求書・見積書・コンパスナビの予約確認書等のコピー
⑬	措置・委託解除通知書⑤	○	○	○	解除者のみ
⑭	申請チェックリスト	○	○	○	

(3) 申請書類提出先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 資金課 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 電話048-822-1192
--

(4) 審査・貸付決定

申請後、貸付審査を行い、貸付決定通知もしくは不承認通知を借入希望者及び推薦者（児童養護施設等又は里親等）に送付します。

(5) 借用証書の提出

貸付の決定を受けた者（以下「借受者」）は、印紙税法に定める額の収入印紙を貼り付けた「借用証書（様式第4号）」、「振込口座申込・変更申請書（様式第5号）」、借受者及び連帯保証人の印鑑証明書等を県社協に提出いただきます。

(6) 資金の交付

資金は、以下のとおり各指定口座に振り込みます。

①生活支援費	月額を毎月中旬に振込	複数の資金を借りの場合、各資金を合算した金額が振り込まれます。
②家賃支援費		
③資格取得支援費	一括振込	

(7) 貸付契約の解除

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日が属する月の翌月分以降の自立支援資金の貸付は解除となります。

- ①進学者が大学等を退学したとき
- ②就職者が就職先を離職したとき
- ③進学者・就職者が死亡したとき
- ④進学者・就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑤虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき
- ⑥その他県社協会長が資金貸付けの必要がないと判断したとき

※貸付契約が解除となる場合は、借受人である進学者又は就職者が貸付期間中に「契約解除届」（様式第14号）により、契約解除を申し出てください。

(8) 貸付の休止

停学の処分を受けたときは、その日が属する月の翌月分から、復学した日の属する月の分まで、資金の貸与は行いません。



## 4 貸付後の流れ（在学中の手続き、返還の猶予、返還の免除）

返還の免除が決定するまでは、在学状況、就業状況、入所又は委託状況等を確認するため、1年ごとに書類の提出が必要です。（1度の申請で1年分の猶予ができます。）毎年県社協から書類提出の通知文が届いたら、期限までに必ず書類を提出してください。書類の提出がない場合、貸付けた資金の返還が生じます。

### （1）在学中の申請（進学者）

大学等に在学中は、年1回「在学証明書」を提出してください。卒業後は下記（3）返還の猶予申請を行って下さい。

また、休学、退学等在籍状況に変化があった場合は、速やかに県社協に御連絡ください。

### （2）返還の猶予（返還する日を延ばす手続き）

次の事項のいずれかに該当したときは、申請により資金の返還の猶予を受けることができます。

①貸付けを受けた進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学している期間。

②貸付けを受けた資格取得希望者が、次のいずれかに該当する場合に、それぞれの事由が継続する期間。

ア．児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき

イ．大学等に在学しているとき

なお、次のいずれかに該当する場合に、それぞれの事由が継続している期間、貸付金の返還債務を猶予できます。

①貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

### （3）返還の猶予申請

返還の猶予を申請する場合、毎年「返還猶予申請書（様式第12号）」、「就業期間証明書（様式第11号）」を県社協に提出してください。

※大学等の卒業後（就職1年目）は「返還猶予申請書（様式第12号）」「就業期間証明書（様式第11号）」と併せて「卒業証書（写）」を提出してください。

### （4）返還の猶予決定

県社協は申請内容を審査し猶予の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。

### （5）返還の免除

次の要件に該当する場合は、貸付金の全部を返還免除します。

なお、①から③の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなった場合も、同様とします。

①進学者

- ・大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき

②就職者

- ・就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

③資格取得希望者

- ・就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた者は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき

※返還の免除の「5年間引き続き就業を継続したとき」の考え方について

①常勤には限りませんが、1週間の所定労働時間は20時間以上とする。

②一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入することができる。

ここでいう求職活動とは、原則として、退所者等アフターケア事業委託事業者が行う求職活動に関する指導を受けている場合をいう。

③災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職した場合

- ・離職の後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとする。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入できない。
- ・その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

※次の要件に該当する場合は、返還債務の額の全部又は一部が免除となる場合があります。なお、免除額は就業を継続した期間により決定します。

①全部又は一部を免除

- ・死亡、又は障害により貸付金を返還することができなくなったとき

②一部を免除

- ・貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき
- ・貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

(6) 返還の免除申請

返還の免除を申請する場合、「返還免除申請書（様式第13号）」、「就業期間証明書（様式第11号）」を県社協に提出してください。

(7) 返還の免除決定

県社協は申請内容を審査し免除の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。

## 5 返還

### (1) 返還の内容・返還期間・方法

次の事項のいずれかに該当したとき（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還いただきます。

- ① 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- ② 貸付を受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- ③ 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

※「資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」とは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 資格を取得するための課程の履修を中止したとき
- ② 心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 死亡したとき
- ④ その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

### (2) 返還の流れ

- ① 返還の事由が発生（上記（1）の事項に該当したとき）  
↓
- ② 県社協に速やかに連絡  
↓
- ③ 「契約解除届（様式第14号）」 「返還計画申請書（様式第9号）」を提出  
↓
- ④ 申請書類をもとに審査  
↓
- ⑤ 「納入通知書」を送付  
↓
- ⑥ 送付された納入計画に沿って指定された期日までに指定口座に振込  
↓
- ⑦ 返還完了後、借受人及び連帯保証人に「返還完了通知書」の送付と借用証書等を返却

### (3) 延滞利子

正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

## 6 届出義務

次のいずれかの事項に該当したときは、速やかに県社協に連絡し、以下の所定の様式を提出しなければなりません。

	届出を要する事項	所定の様式
①	住所・氏名・電話番号に変更があったとき	様式第6号
②	連帯保証人の住所・氏名・電話番号・勤務先その他の事項に変更があったとき	様式第6号
③	休学、停学、復学、退学したとき	様式第7号
④	留年したとき	様式第7号
⑤	卒業したとき	卒業証書のコピー
⑥	資格を取得したとき	取得した資格証 (免許証)のコピー
⑦	借受けた資金を返還するとき	様式第9号 様式第14号
⑧	就職したとき	様式第11号
⑨	勤務先を変更したとき	様式第10号 様式第11号
⑩	離職したとき	様式第10号 様式第11号
⑪	返還の免除を申請するとき	様式第11号 様式第13号
⑫	貸付を解除するとき	様式第14号

※各届出書類の記入における不明な点（使用する様式、記入する内容、添付書類等）については、必ず県社協担当あてにご連絡ください。

## 7 関係機関等との連携

本貸付事業は、児童養護施設等及び里親等をはじめ、退所者等アフターケア事業委託事業者、児童相談所等の関係機関等との連携により実施します。

については、借受者の状況確認や証明書類の提供等にかかる連絡調整、事業運営における情報の共有化等を図っていきます。

## 8 様式一覧

各種様式は、以下の県社協ホームページからダウンロードできます。

### 【各種様式】

名 称	様式番号
貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
推薦書	様式第3号
借用証書	様式第4号
振込口座申込・変更申請書	様式第5号
記載事項変更届	様式第6号
修学変更届	様式第7号
貸付内容変更申請書	様式第8号
返還計画申請書	様式第9号
就業変更届	様式第10号
就業期間証明書	様式第11号
返還猶予申請書	様式第12号
返還免除申請書	様式第13号
契約解除届	様式第14号
辞退願	様式第15号
同意書	様式第16号
意見書	参考様式
チェックリスト（申請者用）	

## 9 問い合わせ先

この貸付事業については、以下にお問い合わせください。

県社協の担当は次のとおりです。

○社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 資金課

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電 話 048-822-1192

FAX 048-822-1449